令和８年７月28日(火)
地方創生懇談会
資料6

栗東市 DX 推進計画

令和7年度～令和 11 年度

【令和8年度版】

令和8年7月
栗東市

目次

第1章　背景と趣旨 2
1. 背景と趣旨 2
2. 本市における DX の定義 3
第 2 章　栗東市 DX 推進計画 4
1. 計画期間 4
2. 計画の関連性 4
3. 本市DX推進の課題 5
4. 栗東市 DX 推進計画における基本方針 6
5. DX 推進計画の体系 7
6. 取組 8
7. DX 推進スケジュール 11
第3章　計画の推進 12
1. 推進体制 12
2. デジタル人材の育成・確保 12
3. 進行管理 12
4. 推進体制図 13
5. 情報セキュリティ 14
6. DX 推進一覧表 15
参考資料：情報化の社会動向 17
1. 国の動向 17
2. 滋賀県DX推進戦略 23
3. 情報化の利用動向 24
用語集 29

第1章　背景と趣旨

1. 背景と趣旨

1. 1DX 推進計画策定にあたっての背景と趣旨

近年のデジタル技術の目覚ましい発展は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしてきました。特にスマートフォンの普及や通信環境の高速化は、多様且つ大量の情報を簡単に発信することや取得することを可能にし、単なるコミュニケーションツールだけでなく、買物、学習、娯楽など、私たちの日常生活に欠かせない社会インフラとなっています。

しかし我が国では少子高齢化や人口減少社会が進展し、労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大等といった社会的課題が顕著になってきました。今後、この流れはますます加速し、課題の深刻化が懸念されています。

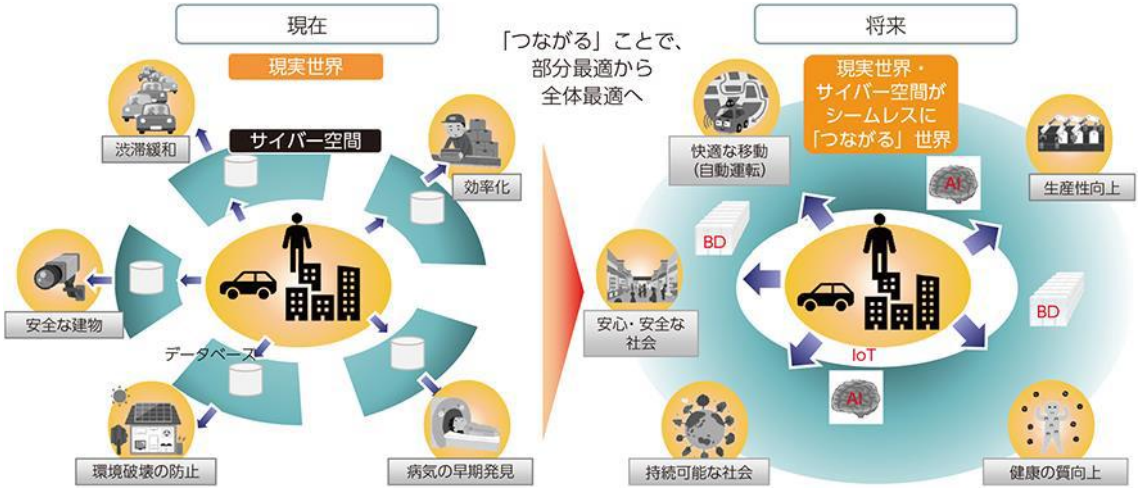
地方自治体においても、行財政改革により職員数が制約される中で、社会環境の変化に伴う市民からのニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスを提供することが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症により、私たちは生活の中で「密」を避けることや人との接触を回避するための行動、働き方等の変容を強いられることとなりました。この結果、テレワーク、オンライン会議、子どもたちのオンライン授業、キャッシュレス決済など、社会経済活動の中でデジタル技術を使った「新しい日常」の構築が不可欠となっています。

こうした背景を踏まえ、本市では後述のように栗東市 DX 推進計画は、「第六次栗東市総合計画」を上位計画とし、「第3期栗東市総合戦略」および「第九次栗東市行政改革大綱」との整合を図るとともに、これらの推進を DX（デジタルトランスフォーメーション）で補完するものとして、位置づけ策定します。

1. 2デジタルトランスフォーメーション（DX）とは

デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることです。紙などのアナログ情報と業務プロセスをデジタル化し、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまで実現できなかった新たな価値やサービスが創出される社会全体の変革を意味しています。



出典：総務省 情報通信白書

2. 本市における DX の定義

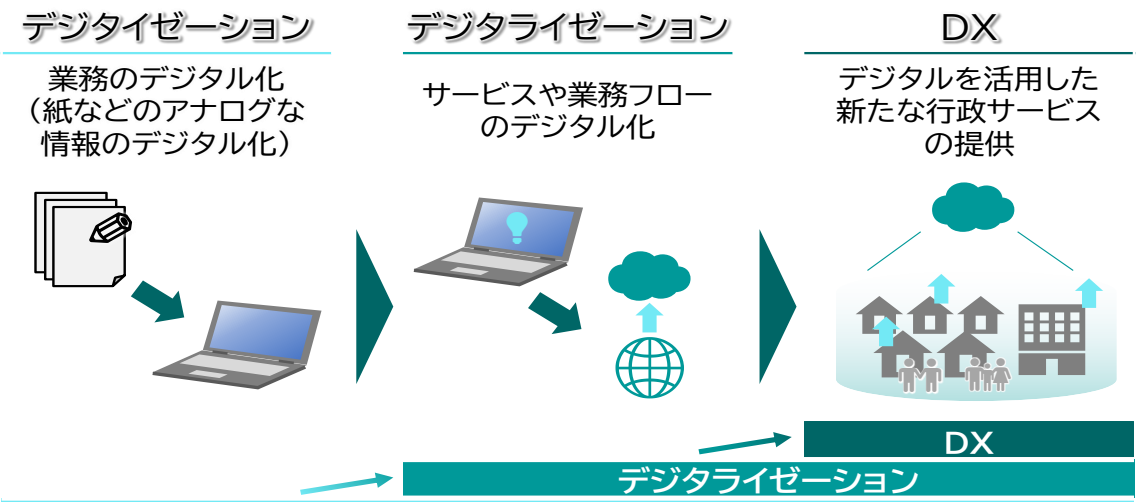
DX については、様々な組織・団体が定義を提唱しており、統一的な定義はありませんが、総務省は『自治体における DX 推進の意義』の中で、DX を「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」としています。

本市における DX の定義づけについては、総務省に倣った「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とし、デジタル技術等を活用した市民の利便性の向上や業務効率化により人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていけるようDX推進に向けた取組を進めていきます。

なお、DX に至るまでには、「デジタイゼーション」、(紙中心のアナログからデジタルへの変換)「デジタライゼーション」(ICT化進めることによる業務効率)、「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」(デジタル技術による公共サービスのあり方そのもの変革)の3つの段階があります。

まずは、「デジタイゼーション」、「デジタライゼーション」を進め、この2つの段階をさらに推進し、「デジタル・トランスフォーメーション」へ段階を進め、変革による新たなサービスの提供、価値の創造に努めます。

一つ一つの取り組む事業について、これらの3つの段階を意識し、段階を経ながら、着実に進めてまいります。



DX
デジタライゼーション
デジタイゼーション

(例) 窓口 業務	・市役所窓口または郵送で受け付けた紙の書類をOCR(文字認識)で処理 ・データ入力の負担や入力誤りが軽減	・市役所窓口または郵送での紙申請からオンライン申請へ変更 ・市民はいつでもどこでも申請可能に	・必要な住民サービスが、必要な時期にスマートフォンへプッシュ型で案内される ・希望する人にはライフステージや趣味嗜好に合わせた地域活動の情報が提供される
視点	業務本位		住民本位

第２章　栗東市 DX 推進計画

1. 計画期間

・計画期間は令和7（2025）年度～令和 11（2029）年度までの5年間とします。

2. 計画の関連性

2.1 取組に係るビジョン（方向性）

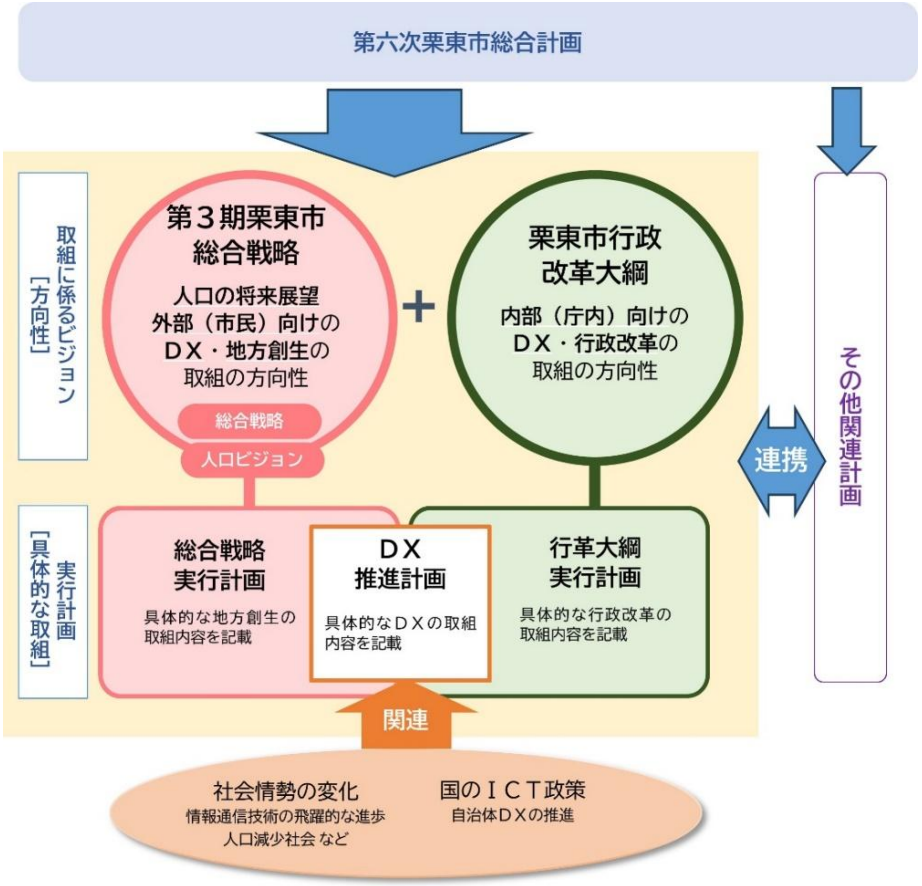
・本市の最上位計画に位置づけられる「第6次栗東市総合計画」に基づき、各個別計画と連携を図りつつ、人口の将来展望や市民向けの DX・地方創生の観点で取り組む内容については総合戦略で、庁内向けの DX・行政改革の観点で取り組む内容については行政改革大綱でビジョンを明らかにしています。

2.2 総合戦略実行計画、行革大綱実行計画、DX 推進計画の関係性

・総合戦略および行革大綱を具体的に実行していくため、事業の内容、年次計画、活動目標などを示すために総合戦略実行計画および行革大綱実行計画を策定します。

・総合戦略実行計画および行革大綱実行計画のうち、DX に関連した取組について集約し、新たに DX 推進体制を整備したうえで、スピード感を持って実行していくため、DX 推進計画を策定します。

・総合戦略および行革大綱の取組と、手段としての DX とは密接に関連することから、これらを効率的・効果的に推進するために、3つの実行計画を一体的に作成します。また、共通の「取組シート」を用いることにより、3つの実行計画を連動させながら、取組の進行管理や毎年の見直しについて実施していきます。



3. 本市DX推進の課題

3.1 本市 DX の課題

令和6年（2024年）度に実施しました各所属への照会・ヒアリングの結果、下記のような課題が抽出されました。

全庁的な傾向

・DX の推進にあたり、職員意識として、デジタル化への関心はあるものの具体的なイメージがわかず、行動に移しきれていない。
・単一の所属では効果が得られにくい業務改善について、全庁的に DX を進める体制が整っていない。

具体的な業務・システム

・導入済みである事務の効率化ツールについて、ツールごとの特性に合わせた使い方が把握できていない。
・市民への情報発信についてホームページ、SNS を利用したツールを拡充しているが、対象者ごとの効果的で魅力的な発信などが十分でない。
・庁舎外で従事する業務に対するシステムや通信手段が十分でないため、事務が非効率となる。
・行政手続きにおけるオンライン化のさらなる拡充が必要。

3.2 課題解決に向けて

・継続的な業務の改善及び効率化については、各所属における業務の実情に応じた検討・実施を前提とするも、DX の推進が定着するまでは、DX を推進する組織による牽引が重要。
・状況に応じた外部人材の登用など、全庁的なDX推進体制の強化が重要。
・デジタル技術を取り入れることで、業務の効率化や市民へ新たな価値創出を実現していくことを業務現場で推進するデジタル人材の育成が重要。
・限られた財源の中での DX の推進は、国からの財源などを有効に活用していくことが重要。

上述の本市の計画（総合戦略・行革大綱）や社会情勢の変化、国のICT政策、そして、本市のDX推進における課題を踏まえまして、DX 推進に関する基本方針及び取組を定め、計画を推進していきます。

4. 栗東市 DX 推進計画における基本方針

栗東市 DX 推進計画においては 2 つの基本方針を定めました。

基本方針については、市民ニーズや本市のこれまでの取組や先進自治体の取組事例を踏まえ、また本市の抽出した課題をこれまで以上に深化・発展できるよう取り組みます。

栗東市DX推進計画

基本方針1

「行政事務の効率化」

デジタル技術や AI 等の活用による行政事務の更なる効率化

行政組織内部の業務改革をデジタルの力で推進する取組であり、行政事務のプロセスを見直し、無駄を削減し効率化を図ります。

本市においては、厳しい財政状況が続く中、第九次栗東市行政改革大綱に掲げるように、行政改革の視点で点検しながら継続的な改善に取り組みます。

基本方針2

「市民の利便性向上」

自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用した、住民の利便性の向上

市民に向けたサービスのデジタル化を中心とする取組であり、市民の利便性向上と行政事務の迅速化を目指します。

第 3 期栗東市総合戦略に掲げる栗東市の課題をデジタルの力で推進し、とりわけ子育て世代の地元定着に向けた取り組みを進めます。

5. DX 推進計画の体系

計画の体系については、2つの基本方針を定め、基本方針を実現するための取組を定めます。

基本方針 1 「行政事務の効率化」

デジタル技術や AI 等の活用による行政事務の更なる効率化

項目
スマート窓口の推進
デジタルを活用した市税などの収納チャネルの多様化
行政データの公開と活用の推進
事務効率化ツールの利用促進
自治体情報システムの標準化
セキュリティ対策の徹底
情報弱者への配慮(デジタルデバイド対策)
スクラップ＆ビルドによる事務事業見直し
施策や事業の成果の「見える化」
情報発信ツールの活用
多様で柔軟な職場環境づくり
専門的な知識を持つ職員の育成
外部人材の活用
安定した人事管理運営
特定テーマについて外部有識者の助言を受ける仕組みづくり

基本方針 2 「市民の利便性向上」

自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用した、住民の利便性の向上

基本目標	基本的方向	重点プロジェクト
ⅰ子育てしやすいまちをつくる	1 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり	子育て世代向け 住宅施策プロジェクト / 子ども・子育て支援プロジェクト / (子育て世代)生活基盤充実プロジェクト
	2 働きながら子育てができるまちづくり	
	3 子どもがいきいきと育つまちづくり	
ⅱ住みよいまちをつくる	1 多様な暮らし方を支えるサスティナブルなまちづくり	
	2 誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくり	
ⅲ安心して働けるまちをつくる	1 産業振興と雇用の拡大	
	2 持続可能な農業経営の確立	
ⅳ選ばれるまちをつくる	1 関係人口の拡大とシビックプライドの醸成	
	2 地域資源を活かしたまちづくり	

6. 取組

2つの基本方針を実現するための重点施策を位置づけ、実現に向けた本市の推進項目として整理します。

基本方針1 「行政事務の効率化」

デジタル技術や AI 等の活用による行政事務の更なる効率化

項　目	スマート窓口の推進	取組シート No.
手続きのオンライン化の拡充		D-1
書かない窓口の推進		D-2
オンライン相談の推進		D-3
マイナンバーカードの普及促進・利用の推進		D-4

項　目	デジタルを活用した市税などの収納チャネルの多様化	取組シート No.
キャッシュレス決済システムの導入による収納チャネルの多様化		D-5
公金収納における eLTAX の拡充		D-6

項　目	行政データの公開と活用の推進	取組シート No.
公開型 GIS の導入		D-7
統合型 GIS の拡充		D-8
オープンデータの整備		D-9

項　目	事務効率化ツールの利用促進	取組シート No.
生成 AI の活用		D-10
AI-OCR、RPA の活用		D-11
行政文書の電子化		D-12
会計調書の電子化		D-13

項　目	自治体情報システムの標準化	取組シート No.
自治体情報システムの標準化		D-14

項　目	セキュリティ対策の徹底	取組シート No.
セキュリティ対策の徹底		D-15

項　目	情報弱者への配慮（デジタルデバイド対策）	取組シート No.
情報弱者への配慮（デジタルデバイド対策）		D-16

項　目	スクラップ＆ビルドによる事務事業見直し	取組シート No.
DX を用いた事務作業・手順の見直し		D-17

項　目	施策や事業の成果の「見える化」	取組シート No.
施策や事業の成果の市民に伝わる情報発信		D-18

項　目	施策や事業の成果の市民に伝わる情報発信	取組シート No.
栗東市議会デジタル配信事業　※新規		D-34

項　目	情報発信ツールの活用	取組シート No.
情報発信ツールの活用		D-19

項　目	多様で柔軟な職場環境づくり	取組シート No.
働きやすい職場環境づくり		D-20
行政文書の電子化 【再掲】		D-12
会計調書の電子化 【再掲】		D-13
公用スマートフォンの導入検討		D-21

項　目	専門的な知識を持つ職員の育成	取組シート No.
専門的な知識を持つ職員の育成（DX 関係）		D-22

項　目	外部人材の活用	取組シート No.
デジタルなどの専門性が高い分野に特化した外部人材の活用		D-23

項　目	安定した人事管理運営	取組シート No.
職員採用試験会場の広域化及び安定的な職員の確保		D-24

項　目	特定テーマについて外部有識者の助言を受ける仕組みづくり	取組シート No.
テーマ別会議の実施（DX やまちづくりなど）		D-25

基本方針2「市民の利便性向上」

自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用した、住民の利便性の向上

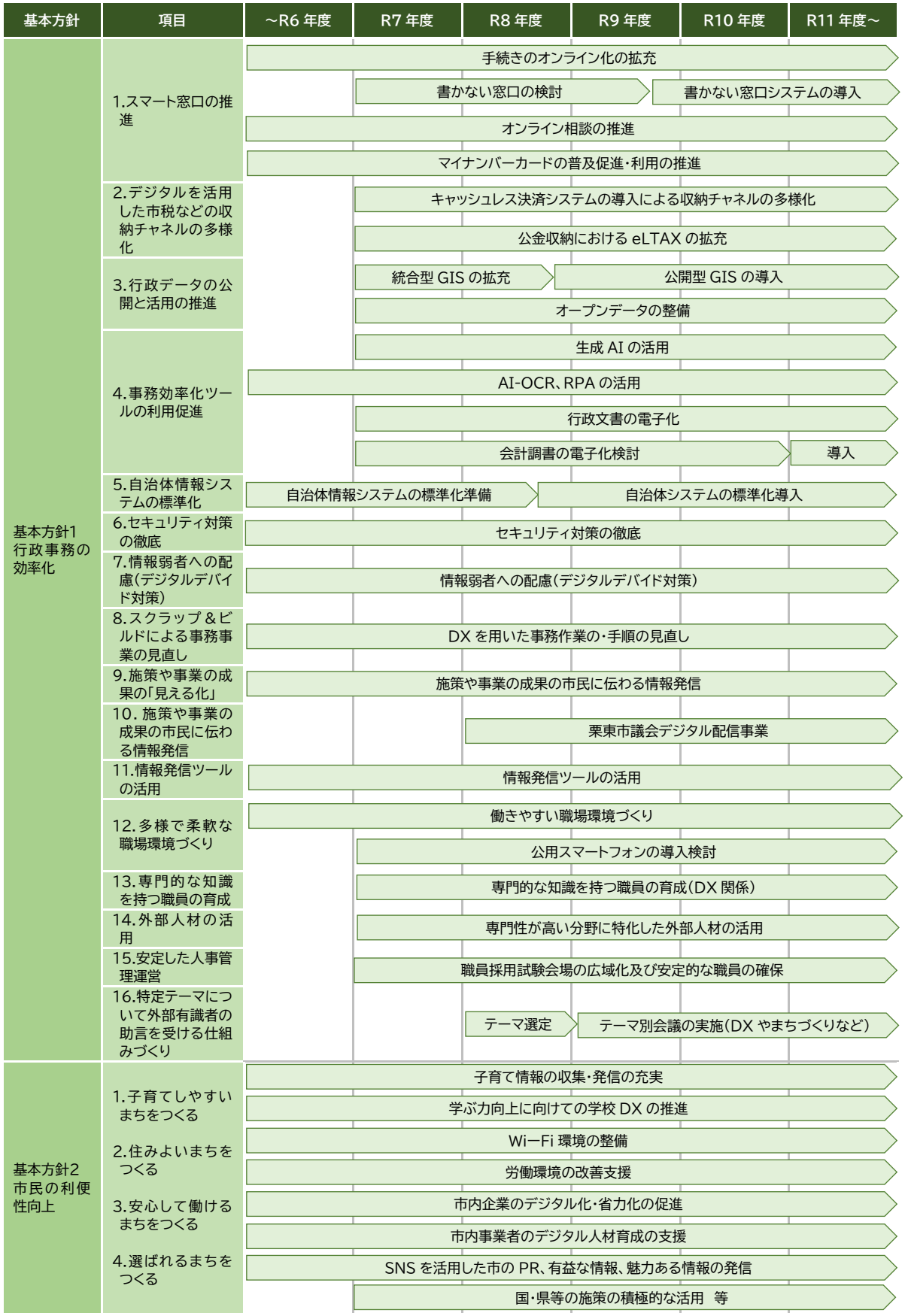
項　目	子育てしやすいまちをつくる	取組シート No.
手続きのオンライン化の拡充 【再掲】		D-1
書かない窓口の推進 【再掲】		D-2
オンライン相談の推進 【再掲】		D-3
マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 【再掲】		D-4
キャッシュレス決済システムの導入による収納チャネルの多様化 【再掲】		D-5
公金収納における eLTAX の拡充 【再掲】		D-6
子育て情報の収集・発信の充実		D-26
学ぶ力向上に向けての学校 DX の推進		D-27

項　目	住みよいまちをつくる	取組シート No.
公開型 GIS の導入 【再掲】		D-7
情報弱者への配慮（デジタルデバイド対策） 【再掲】		D-16
Wi-Fi 環境の整備		D-28

項　目	安心して働けるまちをつくる	取組シート No.
労働環境の改善支援		D-29
市内企業のデジタル化・省力化の促進		D-30
市内事業者のデジタル人材育成の支援		D-31

項　目	選ばれるまちをつくる	取組シート No.
オープンデータの整備 【再掲】		D-9
SNS を活用した市の PR、有益な情報、魅力ある情報の発信		D-32
栗東市議会デジタル配信事業 【再掲】 ※新規		D-34
国・県等の施策の積極的な活用 ※新規		D-35
戦略的な情報発信 ※新規		D-36
広域連携の推進 ※新規		D-37
統計やデータの収集・活用 ※新規		D-38
観光情報の発信や観光事業の面から馬を活かしたまちづくりなどの DX 推進の検討 ※廃止		D-33

7. DX 推進スケジュール



※基本方針1と基本方針 2 で共通する取組は重複を避けるため、基本方針 1 に記載しています。

第3章　計画の推進

1. 推進体制

DX 施策の全庁展開を加速させるため、「栗東市 DX 推進本部会議」を組織し、市長をトップとしたトップダウン型でスピード感を持って必要な DX 施策に取り組みます。

本計画を策定することでPDCAサイクルによる進捗確認を行い、着実に DX 施策を推進していきます。

また、施策の費用対効果の確認や、継続、拡大、あるいは凍結や廃止を含め、柔軟に見直しを行い、その結果を本市の DX 施策に反映していきます。

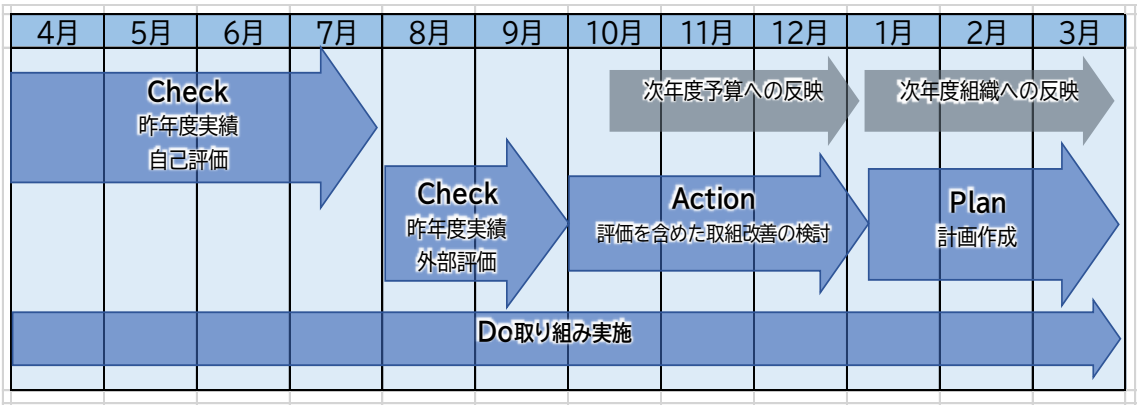
2. デジタル人材の育成・確保

各課から DX を担当する DX 推進員を選出し、基礎的な知識や BPR 手法等の研修を通じて、組織全体にDXを波及するためのスキルを習得します。

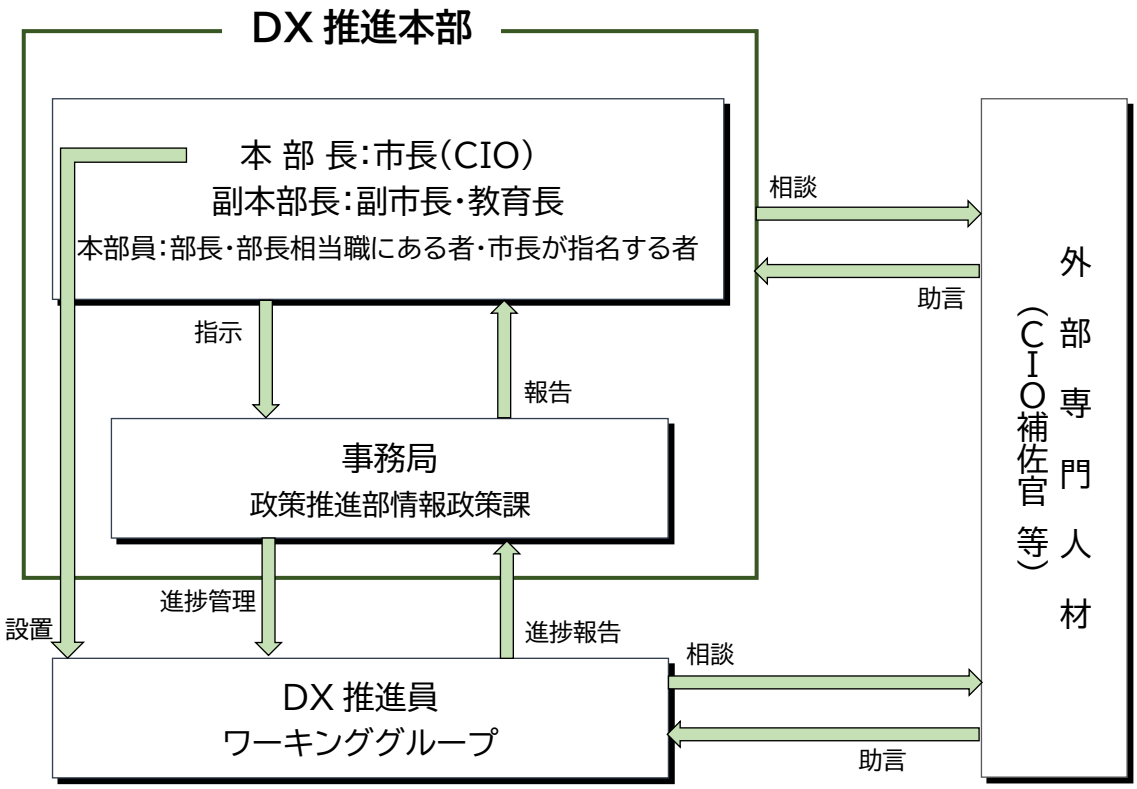
また、国の支援等を活用し、外部人材を必要に応じて登用し、専門的な知見やノウハウを取り入れます。

3. 進行管理

進行管理を適切に行うために、DX 推進本部会議において、施策の進行状況の点検・評価を行います。また、外部からの意見については、取組に応じて「行政改革懇談会」及び「地方創生懇談会」で評価をいただきます。



4. 推進体制図



DX 推進本部

・全庁的な部局間の調整を図るため、市長を本部長(CIO)、副市長を副本部長とし、本部員を部長、部長相当職にある者及び市長が指名する者で構成

本部長:市長(CIO)

・DX 推進本部の統括
・業務ごとのワーキンググループの設置
・DX 推進本部会議の招集
・DX 推進、政策に係る重要事項の審議

副本部長:副市長・教育長

・本部長を補佐

事務局(政策推進部　情報政策課)

・施策の実施に関わる調整及び進行管理
・ワーキンググループの進捗管理
・その他 DX 推進に必要な事項

ワーキンググループ(業務ごとの設置、DX 推進員の中から本部長が指名)

・解決すべき具体的な課題の抽出
・課題解決が必要となる組織又は組織横断的な対応
・事務局への連絡調整・事業報告
・その他 DX 推進に必要な実務的な事項

外部専門人材(CIO 補佐官　等)

・DX 推進本部及びワーキンググループへの助言・提案

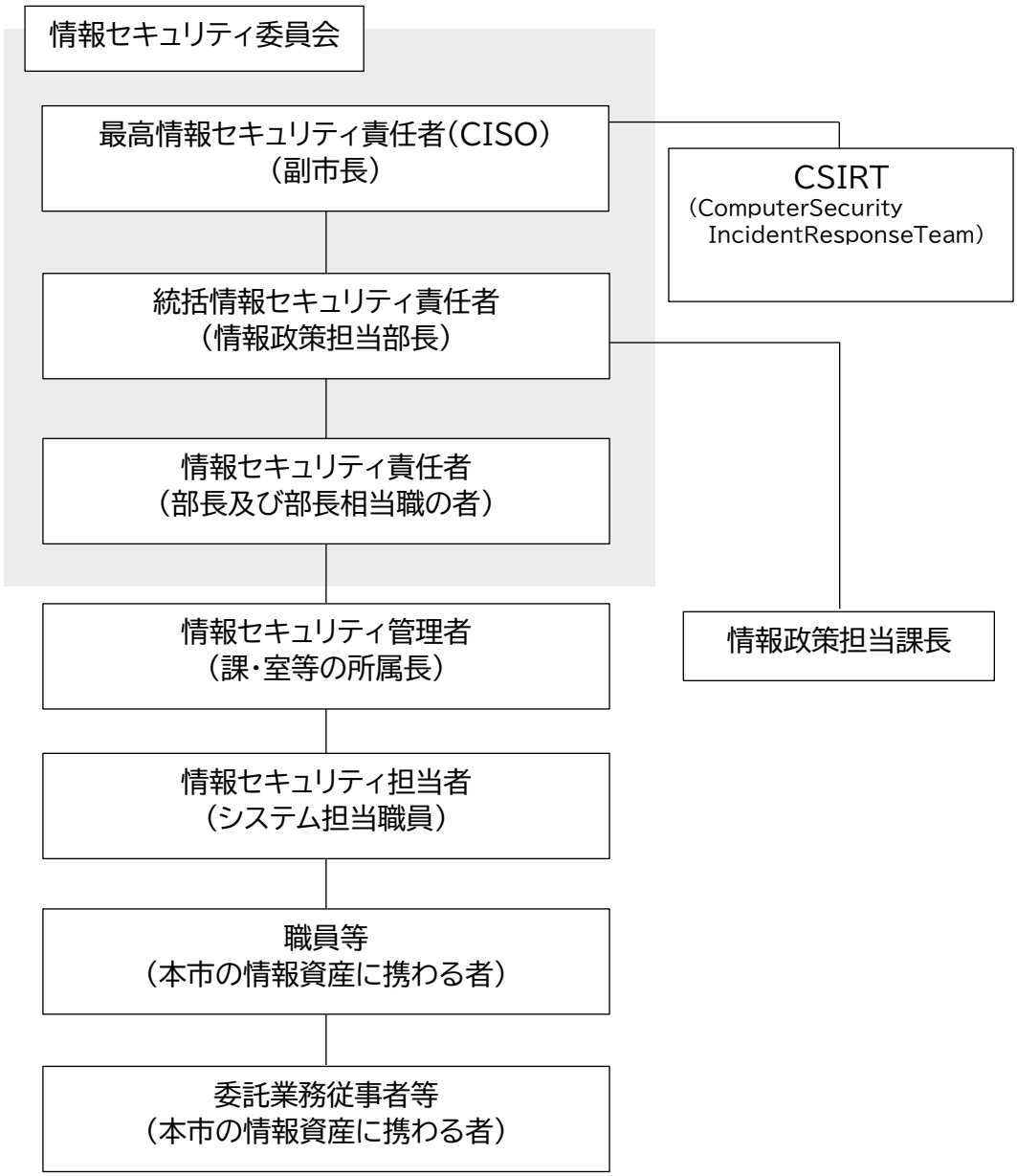
5. 情報セキュリティ

今後も本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策を総合的・体系的に推進するため、栗東市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を推進し、情報セキュリティを確保します。

情報セキュリティ体制図

組織体制

情報セキュリティ対策を実施するための組織体制は、以下のとおりとする。



6. DX 推進一覧表

第九次栗東市行政改革大綱と DX 推進計画 基本方針1

方針	項目	取組
1. 効率化・重点化による市民サービスの向上	スマート窓口の推進	手続きのオンライン化の拡充
		書かない窓口の推進
		オンライン相談の推進
		マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
	デジタルを活用した市税などの収納チャネルの多様化	キャッシュレス決済システムの導入による収納チャネルの多様化
		公金収納における eLTAX の拡充
	行政データの公開と活用の推進	公開型 GIS の導入
		統合型 GIS の拡充
		オープンデータの整備
	事務効率化ツールの利用促進	生成 AI の活用
		AI-OCR、RPA の活用
		行政文書の電子化
		会計調書の電子化
	自治体情報システムの標準化	自治体情報システムの標準化
	セキュリティ対策の徹底	セキュリティ対策の徹底
	情報弱者への配慮（デジタル・デバイド対策）	情報弱者への配慮（デジタル・デバイド対策）
	スクラップ＆ビルドによる事務事業見直し	DX を用いた事務作業・手順の見直し
	施策や事業の成果の「見える化」	施策や事業の成果の市民に伝わる情報発信
	施策や事業の成果の市民に伝わる情報発信	栗東市議会デジタル配信事業
	情報発信ツールの活用	情報発信ツールの活用
2. 働きやすく、柔軟な思考が持てる職場づくり	多様で柔軟な職場環境づくり	働きやすい職場環境づくり
		行政文書の電子化【再掲】
		会計調書の電子化【再掲】
		公用スマートフォンの導入検討
	専門的な知識を持つ職員の育成	専門的な知識を持つ職員の育成（DX関係）
	外部人材の活用	デジタルなど専門性が高い分野に特化した外部人材の活用
	安定した人事管理運営	職員採用試験会場の広域化及び安定的な職員の確保
3. 財政健全化に向けた更なる財源確保	デジタルを活用した市税などの収納チャネルの多様化	キャッシュレス決済システムの導入による収納チャネルの多様化【再掲】
		公金収納における eLTAX の拡充【再掲】
4. 民間事業者など、多様な主体との連携	特定テーマについて外部有識者の助言を受ける仕組みづくり	テーマ別会議の実施（DX やまちづくりなど）

栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期栗東市総合戦略）と DX 推進計画 基本方針2

基本目標	基本的方向	具体的取組
ⅰ子育てしやすいまちをつくる	1. 安心して結婚・出産・子育てができるまちづくり	手続きのオンライン化の拡充（※重点プロジェクト）
		書かない窓口の推進
	2. 働きながら子育てができるまちづくり	オンライン相談の推進
		マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
	3. 子どもがいきいきと育つまちづくり	キャッシュレス決済システムの導入による収納チャネルの多様化
		公金収納における eLTAX の拡充
		子育て情報の収集・発信の充実（※重点プロジェクト）
		学ぶ力向上に向けての学校 DX の推進（※重点プロジェクト）
ⅱ住みよいまちをつくる	1. 多様な暮らし方を支えるサスティナブルなまちづくり	公開型 GIS の導入
		情報弱者への配慮（デジタル・デバイド対策）
	2. 誰もが健康でいきいきと活躍できるまちづくり	Wi-Fi 環境の整備
ⅲ安心して働けるまちをつくる	1. 産業振興と雇用の拡大	労働環境の改善支援
	2. 持続可能な農業経営の確立	市内企業のデジタル化・省力化の促進（※重点プロジェクト）
		市内事業者のデジタル人材育成の支援
ⅳ選ばれるまちをつくる	1. 関係人口の拡大とシビックプライドの醸成	オープンデータの整備
		SNS を活用した市の PR、有益な情報、魅力ある情報の発信
	2. 地域資源を活かしたまちづくり	栗東市議会デジタル配信事業【再掲】
		国・県等の施策の積極的な活用
		戦略的な情報発信
		広域連携の推進
		統計やデータの収集・活用

※重点プロジェクト

2子ども・子育て支援プロジェクト

・子育て情報の収集・発信の充実：子育てに関する制度や情報を収集し、広報やホームページ、LINE、子育てアプリ、YouTube 等を活用し、子育て情報へアクセスしやすい形で発信します。

・学ぶ力向上に向けての学校 DX の推進：1 人一台端末や授業支援システム、デジタルドリルなどの学校 DX の環境を整え、加えて活用できるようになる研修会を計画・実施します。

3（子育て世代）生活基盤充実プロジェクト

・市内企業のデジタル化・省力化の促進：市内企業の生産性向上のためのデジタル化を推進し、経営の持続と発達に繋げます。

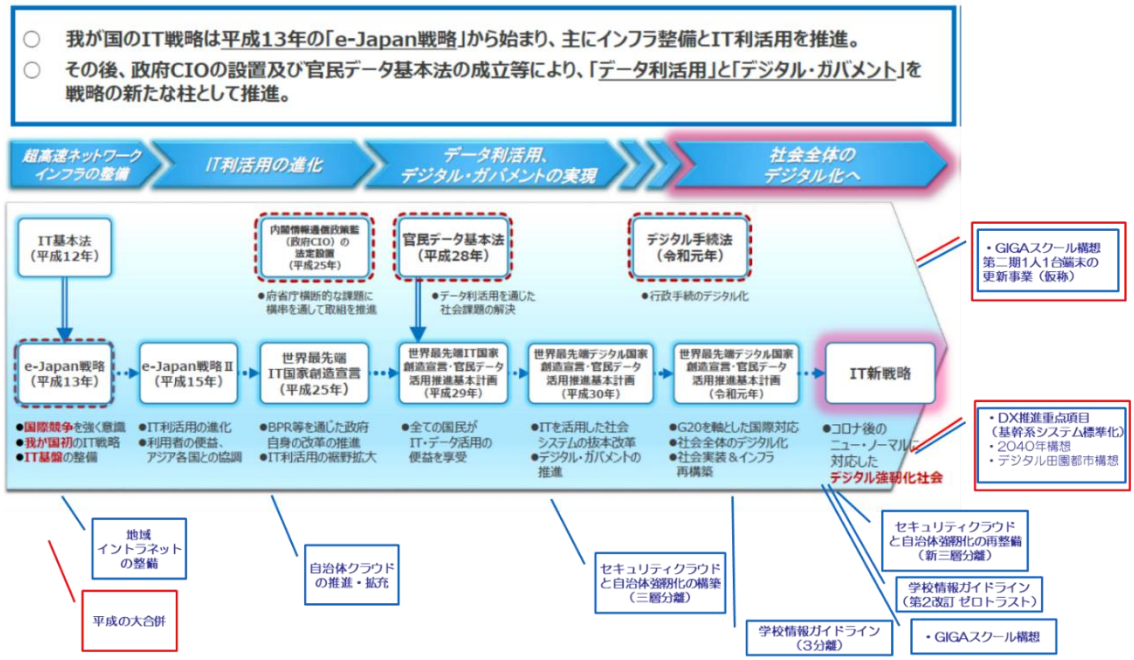
・手続きのオンライン化：行政手続きの件数の多寡、課題を考慮し、優先順位の高いものから順に、手続きのオンライン化をさらに進めます。

◆重点プロジェクトについて、DX を手段とする具体的な取組を順次拡充し、推進してまいります。

参考資料： 情報化の社会動向

1. 国の動向

⑴日本の IT 戦略の推移と IT 基本法の経緯



1)ICT インフラの整備

第1期では、世界的に進展する産業や社会構造の変化(IT 革命)に対し、我が国全体として戦略的かつ重点的に取り組むための体制整備及び国家戦略の策定が進められました。この国家戦略では、世界最先端の IT 国家となることを目指し、特にICTインフラの整備を進め、インターネットを利用できる環境の整備を積極的に進めました。

【e-Japan 戦略(2001 年)】

2)ICT利活用の推進

ICTは、利用できる環境を整備するだけではなく、いかに利活用するかが重要です。第1期のICTインフラ整備が当初計画よりも前倒しで進んできたことを受け、第2期においては、ICTインフラの整備だけではなく、ICT利活用促進に向けた多くの取組が行われました。

【e-Japan 戦略Ⅱ(2003 年)】

3)デジタルデータの利活用

2010年代半ばから、ネットワークインフラの技術進歩や民間事業者における組織内データ利活用やデータ連携の進展、さらにIoTの爆発的な普及といった環境の変化に伴い、データ大流通時代が到来したと言われています。このような背景の下、第3期では、公共データやパーソナルデータなどの様々なデジタルデータの利活用を進め、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」の構築に向けた取組が行われました。

【世界最先端IT国家創造宣言（2013年）】

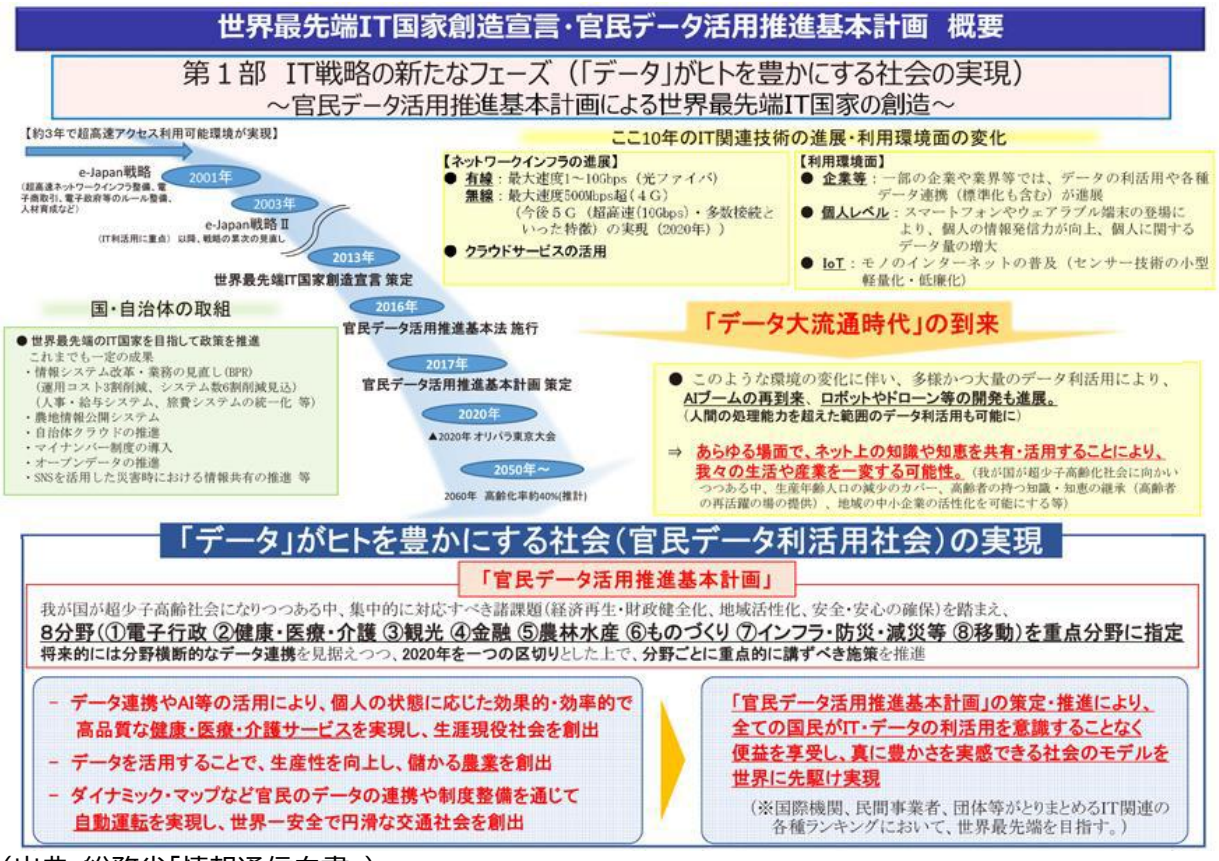
2013年6月に長期の景気低迷からの経済再生、少子高齢化の進展と人口減少、東日本大震災からの復興と大規模自然災害への対策、原発事故後のエネルギーの安定供給と経済性の確保、高度成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化などの様々な課題を克服し、持続的な成長と発展を可能にする成長戦略の柱として、「世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定されました。

【官民データ活用推進基本法（2016年）】

「データ大流通時代」の到来を背景として、2016年12月、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、官民データ活用推進基本法が公布・施行されました。官民データ活用推進基本法では、政府及び都道府県による「官民データ活用推進基本計画」の策定が求められ、市町村の計画策定は努力義務とされました。

【世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2017年）】

2017年5月、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。これは、従前の「世界最先端 IT 国家創造宣言」と、「官民データ活用推進基本法」に規定された政府の「基本的な計画」を内容に含むものです。



（出典：総務省「情報通信白書」）

【デジタル社会の構築　第４期】

我が国はICTインフラの整備は世界的に見ても進んでいるものの、電子政府やオープンデータではまだまだ進展する余地が大きく、IT・データ利活用の面で官・民共同で取り組むべき課題は多いです。そのため、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、地方公共団体や民間部門を通じた「ITを活用した社会システムの抜本改革」を断行し、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、IT を最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指しました。

【世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2018年）】

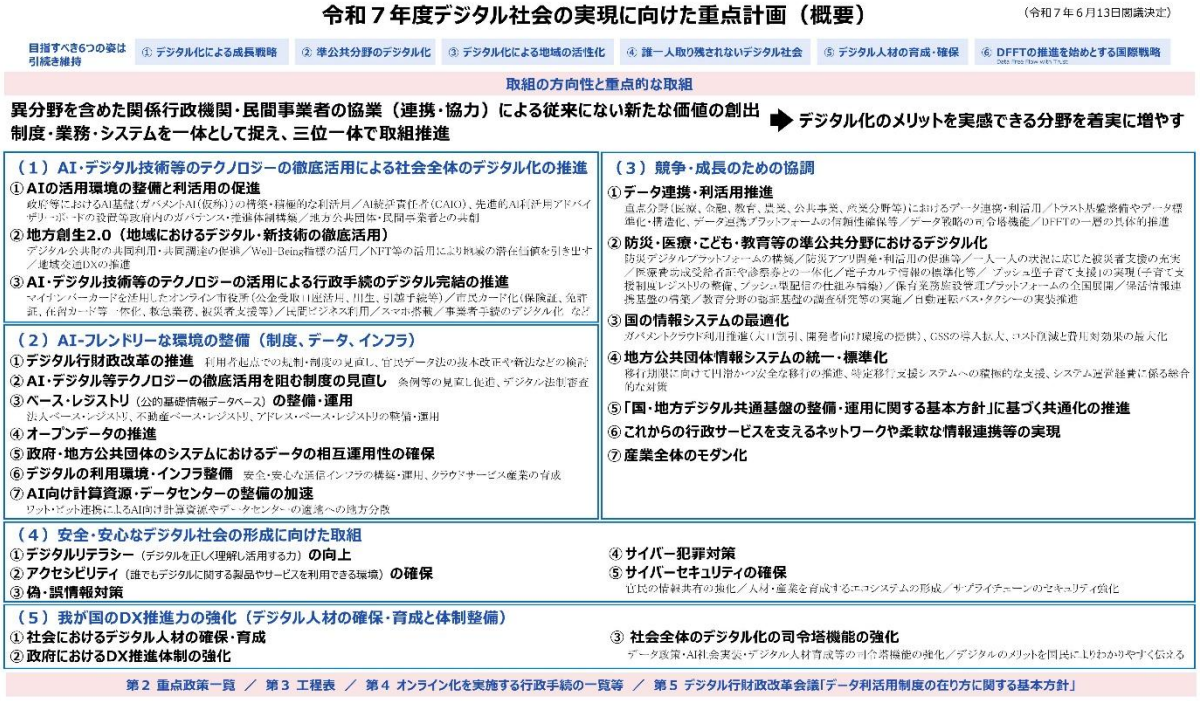
2018年6月に「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府の行政サービスを起点として、紙中心のこれまでの行政の在り方等を含めた大改革を断行することで、国民が安全安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。

国の方針を踏まえ、2020年12月に地方自治体においても、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくための「自治体DX推進計画が策定されました。



【デジタル社会の実現に向けた重点計画の変更(2025年)】

2025年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、目指すべき６つの姿(1. デジタル化による成長戦略 2. 準公共分野のデジタル化 3. デジタル化による地域の活性化 4. 誰一人取り残されないデジタル社会 5. デジタル人材の育成・確保 6. DFFT の推進を始めとする国際戦略)は引続き維持しつつ、取組の方向性と重点的な取組については、「異分野を含めた関係行政機関・民間事業者の協業(連携・協力)による従来にない新たな価値の創出」、「制度・業務・システムを一体として捉え、三位一体で取組推進」の取り組みを進めることで、「デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やす」こととした。



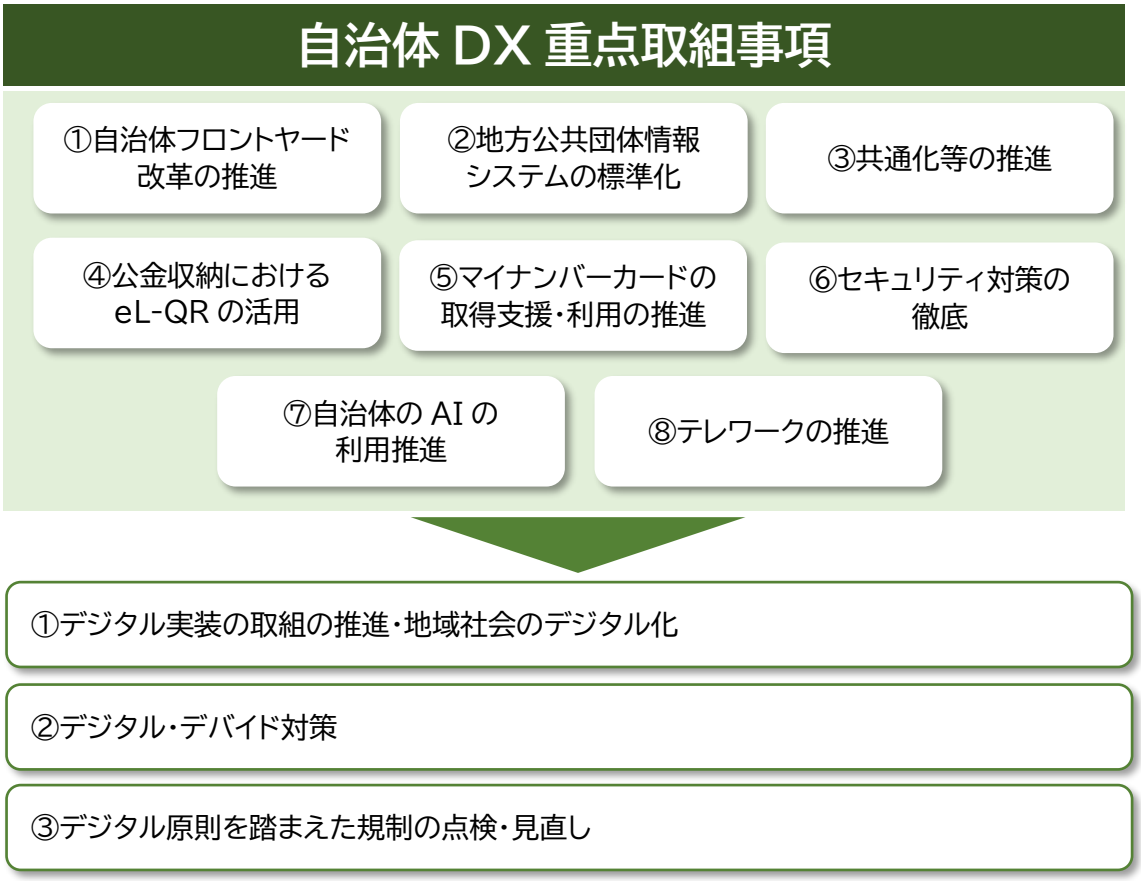
(出典:デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」)

（2）自治体 DX の推進

政府においては、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとされ、重点計画においても、自治体に関連する施策も多く盛り込まれたところです。

こうした住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化や情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があり、令和 3 年（2021年）に公布・施行された「デジタル社会形成基本法」においては、「国は、（中略）デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 13 条）こととされ、また、「国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」（第 15 条）こととされています。

総務省は、国と地方公共団体との連絡調整に関することを所掌する観点から、重点計画等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体 DX 推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととされました。



⑶デジタル田園都市国家構想との連携

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」において、地方は「それぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として十分に議論、認識した上で、その解決を図っていくため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められています。

このため、地方公共団体は総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。）を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進するものとする」とされています。

- デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像



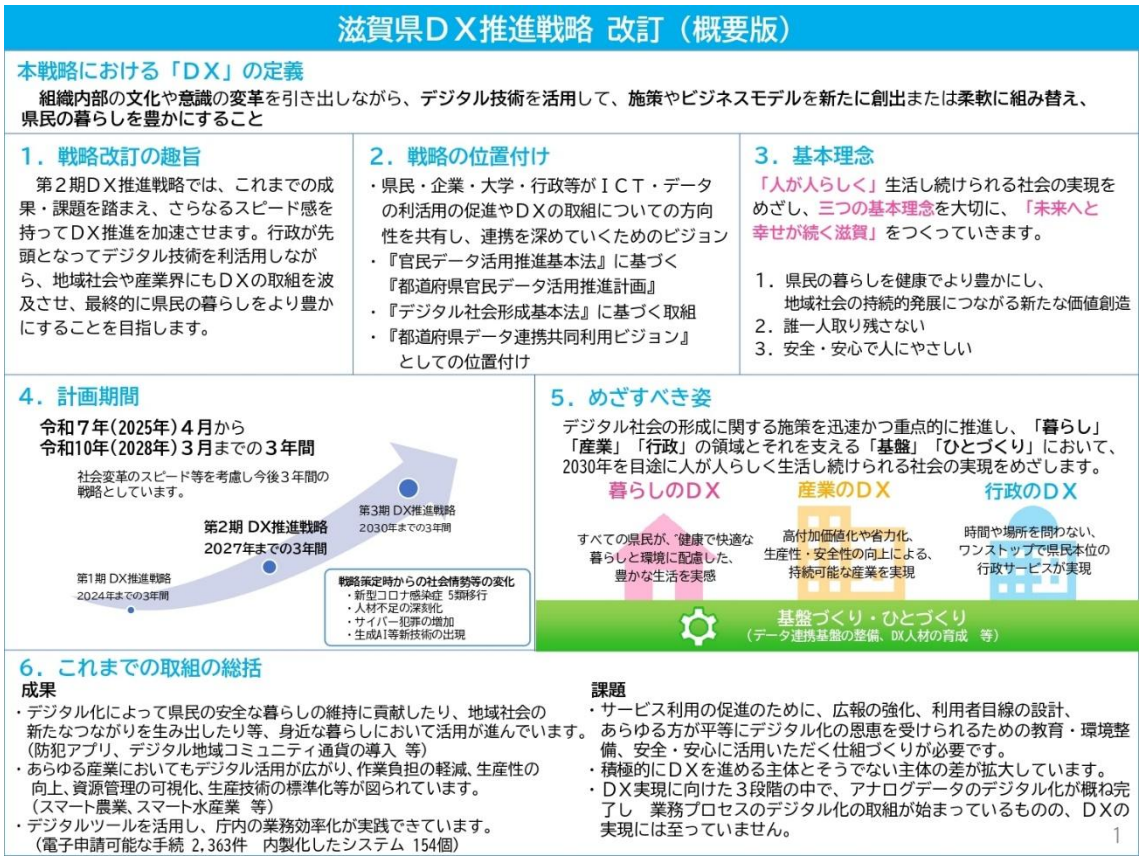
（出典：デジタル庁「デジタル田園都市国家構想」）

2. 滋賀県DX推進戦略

本格的な人口減少や少子高齢化が加速し、各産業で労働力不足や競争力の低下が課題となる一方、デジタル技術革命が世界的規模で進行し社会構造の変化が進展する中、滋賀県では、「豊かさ」や「幸せ」を実感できる持続可能な県づくりに取り組んでいます。

そのため、デジタル技術の進展に的確に対応しつつ、県民、事業者、各種団体、大学、行政等の多様な主体が、デジタル技術・データの利活用の促進やDXの取組についての方向性を共有し、それらの取組において連携を深めていくために令和４年３月に「滋賀県DX推進戦略」が策定されました。

令和4年（2022 年）3月に策定された「滋賀県DX推進戦略」（計画期間：令和4年度～令和6年度（2022 年度～2024 年度））について、策定から３年が経過した令和７年３月には、これまでの成果や課題、昨今の国等の動向や最新の技術動向を踏まえ戦略の改訂が行われました。



（出典：滋賀県「滋賀県 DX 推進戦略」）

3. 情報化の利用動向

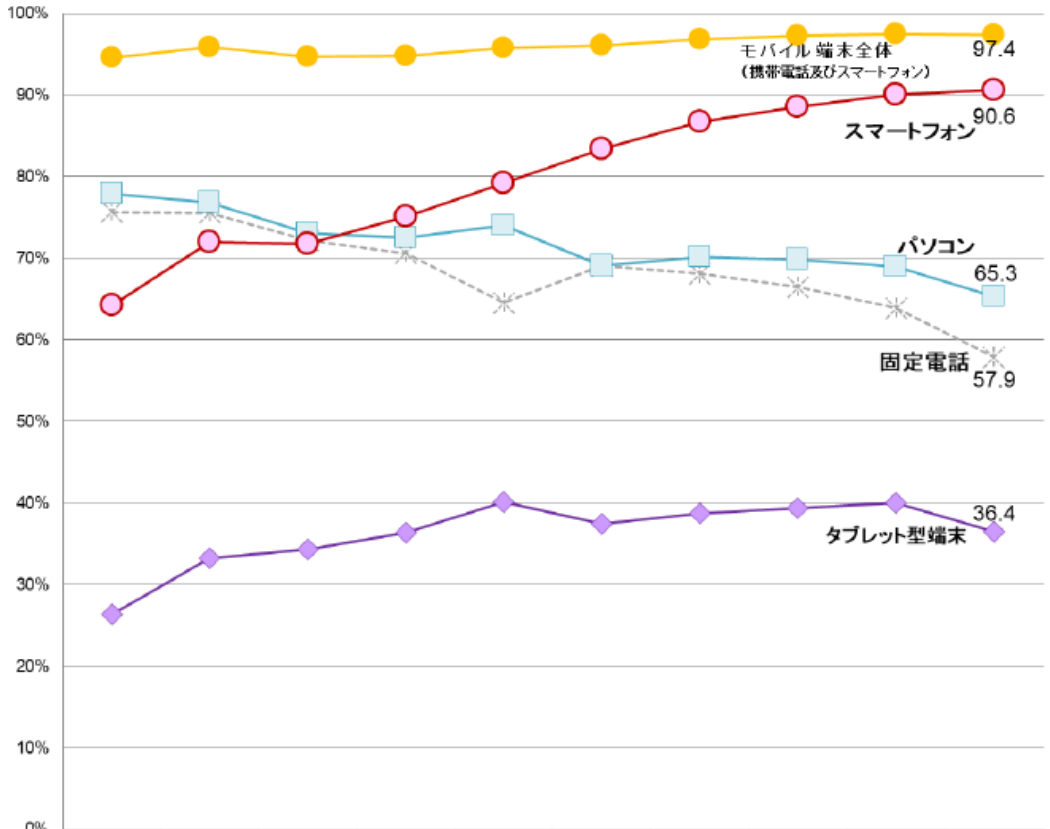
⑴ICT の動向

全世界的にインターネット利用が急速に増加し、IoTの普及等により、様々なヒト・モノ・組織がネットワークに繋がり、ビッグデータの収集や、大量な情報を分析できるAI技術も進化してきました。

情報端末の普及等により、ICTは社会に広く浸透し、より身近なものとなり、仕事、医療・介護の現場、子育て、娯楽等、今やICT無しでは成り立たないところまで来ています。

主な情報通信機器の保有状況（世帯）
（平成26年～令和5年）

スマートフォンを保有している世帯の割合（90.6％）が9割を超え、引き続き増加傾向にある。
一方、パソコン（65.3％）、タブレット型端末（36.4％）、固定電話（57.9％）は減少傾向にある。



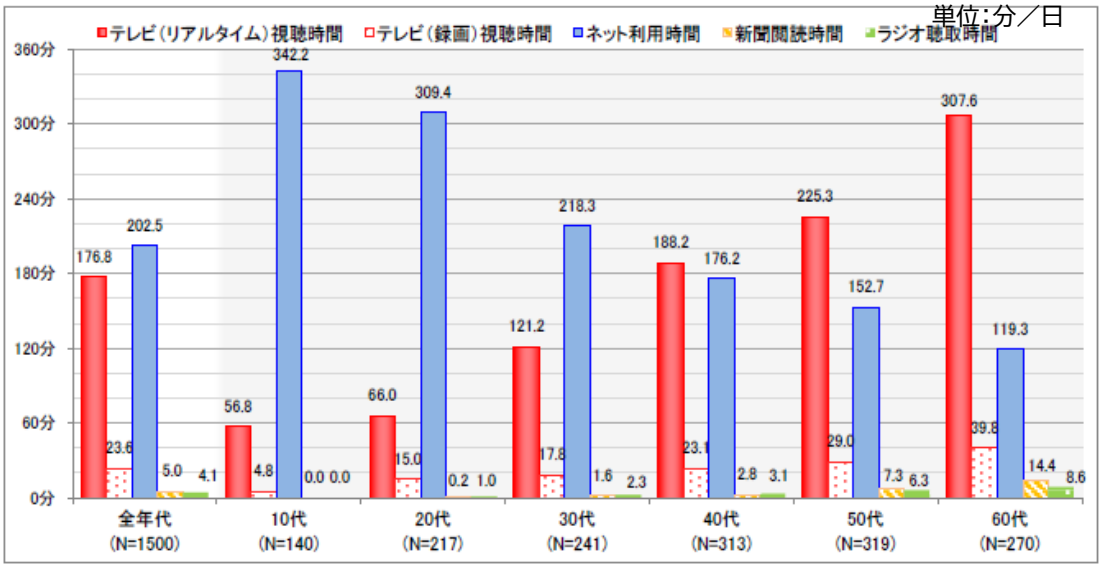
	平成26年 (n=16,529)	27年 (n=14,765)	28年 (n=17,040)	29年 (n=16,117)	30年 (n=16,255)	令和元年 (n=15,410)	2年 (n=17,345)	3年 (n=17,365)	4年 (n=15,968)	5年 (n=14,059)
固定電話	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1	66.5	63.9	57.9
パソコン	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1	69.8	69.0	65.3
スマートフォン	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6	90.1	90.6
モバイル端末全体	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8	97.3	97.5	97.4
タブレット型端末	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7	39.4	40.0	36.4

（出典：総務省「令和5年通信利用動向調査」）

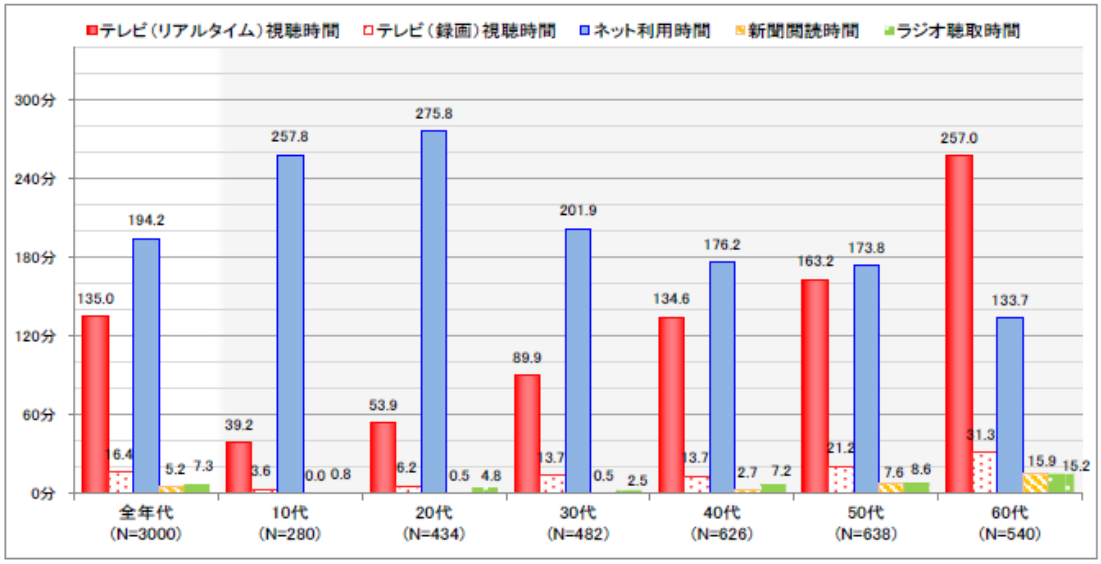
また、年代別の主なメディアの利用時間で見ると、インターネットの平均利用時間（ネット利用時間）については、平日では 60 代を除く全ての年代で最も多くなっており、特に 10 代、20 代は平日・休日ともに、次点の「テレビ（リアルタイム）視聴時間」を大きく上回っています。

【令和5年度】[休日]主なメディアの平均利用時間（全年代・年代別）

単位：分／日



【令和5年度】[平日]主なメディアの平均利用時間（全年代・年代別）　単位：分／日



（出典：総務省情報通信政策研究所「令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」）

ICTの進化が広がりを見せる一方、ICTを導入するリスクも多く発表されています。IPA の「情報セキュリティ10大脅威 2026」の中で、「組織」では「ランサムウェアによる被害」が1位となっており、ICTを安全に利用するには、情報セキュリティ対策の強化が重要事項の1つと考えられます。

5位や6位には「機密情報等を狙った標的型攻撃」「地政学的リスクに起因するサイバー攻撃」など脆弱性をついた脅威が上がっており、サイバーセキュリティ対策の重要性が伺える内容となっています。

また8位、10位には「リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃」「ビジネスメール詐欺」など組織の中の個人を狙った攻撃も増えてきていることを表しています。

なお、「個人」ではシステム対策のみならず情報セキュリティ対策全般の重要性を個人に啓蒙することの重要性を示すため順位付けはせず全項目が重要としています。

情報セキュリティ 10 大脅威　2026

順位	「組織」向け脅威	「個人向け脅威（五十音順）
1位	ランサムウェアによる被害	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
2位	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	インターネット上のサービスへの不正ログイン
3位	AI の利用をめぐるサイバーリスク	インターネットバンキングの不正利用
4位	システムの脆弱性を悪用した攻撃	クレジットカード情報の不正利用
5位	機密情報等を狙った標的型攻撃	サポート詐欺（偽警告）による金銭被害
6位	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃（情報戦を含む）	スマホ決済の不正利用
7位	内部不正による情報漏えい等	ネット上の誹謗・中傷・デマ
8位	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	フィッシングによる個人情報等の詐取
9位	DDoS 攻撃（分散型サービス妨害攻撃）	不正アプリによるスマートフォン利用者への被害
10位	ビジネスメール詐欺	メールや SNS 等を使った脅迫・詐欺の手口による金銭要求

（出典：IPA 独立行政法人 情報処理推進機構「情報セキュリティ 10 大脅威 2026」
https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2026.html）

⑵AI（人工知能）の普及

AI（人工知能）とは、コンピューターに人間の知能の一部を持たせ、学習や判断、問題解決などを行わせる技術のことを指します。具体的には大量のデータを解析し、そこからパターンを見つけ出して予測や自動化を行う仕組みです。

すでに私たちの生活に広く浸透しており、たとえばスマートフォンの音声アシスタントや、自動運転技術、オンラインショッピングのおすすめ機能などで活用されています。

さらに、医療分野では診断支援や新薬の開発、農業では収穫の効率化、教育分野では学習サポートなど、幅広い分野での利用が増えてきています。コールセンターの顧客の問い合わせ対応業務においては、AIによる回答候補の提示やチャットボット等による自動応答を行う等の取組が進んでいます。

地方自治体においても、様々な分野において導入のための実証実験や研究が行われています。

⑶テレワーク（働き方改革）

ICTを活用し、時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方を選択することができる仕組みで、雇用されている労働者による「雇用型テレワーク」と個人事業主による「自営型テレワーク」に大別され、「雇用型テレワーク」は勤務を行う場所により、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務」の3種類に分けられます。

企業がテレワークを導入することでワーク・ライフ・バランスが向上し、「コミュニケーションの円滑化」、「生産性の向上」、「ビジネス機会の創出」等の効果を得ることが期待されています。

⑷オープンデータの推進

ビックデータの1つである「オープンデータ」は、国や地方自治体が保有するデータをオープン化したデータをいいます。

オープンデータの取扱いは、「オープンデータ基本指針」に基づいて、国や地方自治体ではオープンデータとして公開することを前提に情報システムや業務プロセス全体の企画や整備、運用を行い（オープンデータ・バイ・デザイン）、公共データの活用を希望する民間企業等との調整も進めています。



（出典：情報通信審議会ICT基本戦略ボード「ビッグデータの活用に関するアドホックグループの検討状況」）

用語集

用語	用語解説
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間のように学習・推論・判断を行う技術のこと。機械学習やディープラーニングを活用し、画像認識や自然言語処理、予測分析など幅広い分野で利用されている。
AI-OCR	画像データ内のテキストを認識して文字データに変換する OCR 技術に、人工知能を応用したもの。機械学習やディープラーニングの技術を活用することで、手書き文字や印刷された文字を従来よりも高い精度でデジタル化することが可能となる。
BPR	Business Process Reengineering の略。業務プロセスを抜本的に見直し、効率化や生産性向上を目指す手法。単なる部分的な業務改善（カイゼン）とは異なり、組織全体を対象に「一度解体して再構築」するほどの大胆な改革を指す。
CSIRT	情報セキュリティインシデント対応チームのこと。情報セキュリティを侵害するリスクのあるインシデントが発生した際に、迅速かつ的確な意思決定や対応が行えるよう設置されている。
eLTAX	地方税ポータルシステムの呼称。個人住民税、法人住民税、固定資産税などの「地方税」の申告・納税手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステム。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（情報技術）に通信（C）を加えた用語。IT はデジタルデータを利用する技術や機器を指していたが、インターネットの普及やデータ通信量の増加を受けて、最近では ICT という言葉が使われるようになっている。
IoT	モノのインターネット（Internet of Things）を表す。センサーやネットワークを通じて自動車や家電などモノ同士が連携し、情報収集や遠隔制御を実現する技術のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。定型的な業務をソフトウェアロボットで自動化し、作業の効率化や生産性向上を実現する技術を指している。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で人と人との交流や情報共有を促進するサービス。ユーザーは投稿・コメント・画像共有などを通じてコミュニティを形成し、情報発信や双方向のコミュニケーションが可能となる。
Wi-Fi	Wireless Fidelity の略。無線通信によりインターネット接続を行う技術である。通信ケーブルを必要とせずに複数のデバイスを接続可能であり、公共施設や家庭、カフェなどで広く利用されている。

用語	用語解説
オープンデータ	公共機関などが保有するデータを自由に利用可能な形で公開する取り組み。機械判読に適した形式でデータを公開することで、手間をかけずに多くの情報の二次的な利用が可能になる。
キャッシュレス決済	現金を使用せず電子的な手段で代金を支払う仕組み。スマートフォンや IC カードなどを利用し、安全かつ迅速な取引が可能となる。
情報セキュリティ	コンピューターシステムの安全性を確保し、不正アクセスや情報漏洩などの脅威からデータなどの情報資産を保護すること。本市では「栗東市情報セキュリティポリシー」を定め、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために必要なルールを整備している。
スマート窓口	デジタルツールやマイナンバーカード等を活用し、従来型の対面・紙申請から、非対面のオンライン申請や、対面であっても同じ内容を何度も書かず、複数手続きをまとめて行える「書かない窓口」にシフトする取り組みのこと。
生成 AI	入力したデータ基に新しいコンテンツを生成する人工知能技術。テキストや画像、音声などを生成可能で、創造性を持つ技術として近年急速に利用が広まっている。
デジタイゼーション	アナログ情報をデジタルデータに変換すること。例えば紙の書類をスキャンしてクラウド上に保存したり、コミュニケーションツールを導入して説明や打合せをオンラインで行ったりする取り組みが含まれる。デジタル技術の基盤作りにあたる。
デジタライゼーション	業務プロセスやサービスにデジタル技術を導入し効率化を図ること。例えばライフイベントに関する手続きを自宅でスマートフォンを使って行えるようになったり、手続きに関する相談もチャットボット等を活用することで窓口に行かず解決をすることができる。このように単なるアナログ情報のデータ化だけでなく、デジタルを活用してサービスや業務を効率化する取り組みのことを指す。
デジタル・トランスフォーメーション	単に IT 化、デジタル化によって業務効率を向上させるだけでなく、従来の業務やビジネスのプロセスを大きく変革させ、新たな価値を創出すること。 例えば出生や就学、子育て、介護など、一人ひとりのライフステージや時代に合わせて、必要な行政手続きを、最適なタイミングで、迅速に、手軽に行えるような状態であること。また、医療や福祉においては、各病院や薬局などに散らばって管理されている健康情報や既往歴、薬歴などの情報を連携し、一人ひとりの健康状態にあったサービスがいつでもどこでも提供できるような状態のことをいう。
デジタル・デバイド	年齢や身体的条件、社会状況などにより、ICT の利用や活用能力に差が生じることで発生する情報格差を指す。
デジタル人材	デジタル技術やデータ活用に関する知識を持ち、行政実務と組み合わせて地域課題の解決や業務効率化を推進する人材。高度な IT スキルを持つ外部専門人材や DX 推進リーダー、デジタルツールを日常業務で使える一般職員など様々な役割がある。

用語	用語解説
テレワーク	ICT を活用して、場所に縛られず業務を遂行する働き方を指す。在宅勤務・モバイルワークなどが含まれ、勤務形態の柔軟性や生産性の向上が期待される。
統合型 GIS	Geographic Information System の略。行政が持つ地理情報を一元管理し、内部でのデータ共有や業務の効率化を可能にする技術基盤
公開型 GIS	行政が保有する地理情報をインターネットで一般的に公開し、情報利用を促進する仕組み。 都市計画図等の地図情報を住民が窓口に行かずとも自宅等で手軽に閲覧できる。
ビッグデータ	大量かつ多様なデータの集合を指す。例えば住民の情報や施設の利用状況など膨大なデータを組み合わせて分析し、政策立案や行政事務の効率化に活用することができる。
標準準拠システム	国が定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、住民基本台帳や税務など 20 の基幹業務システムを共通の標準仕様に適合させたシステムのこと。
マイナンバー	住民一人一人に割り振られた個人番号制度による 12 桁の識別番号のこと。行政手続きの効率化や社会保障に関する情報の連携等で利用される。
マイナンバーカード	本人の申請により交付される氏名や住所、マイナンバー等の情報が表示される IC カード。電子証明書等も搭載されており、対面での身分証としてだけでなく、オンライン申請時等の本人確認の際にも利用できる。
ワーキンググループ	特定の問題の調査や計画の推進のために設置された部会や作業班を指す。組織横断的なメンバーで構成され、共通の課題や注目の話題について検討し、問題解決や課題達成を図ることを目的としている。

以上